**平成２９年（フ）第２０７７号**
大阪府茨木市沢良宜浜３丁目９－331、住民票上の住所大阪府茨木市耳原１丁目17番33号の８　ヴィララシュレⅡ　106号
破産者　川井　真秀
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第４０１６号**
大阪市東成区大今里３丁目５番19号
破産者　三谷　朋子
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２９８号**
堺市中区田園580番地39、前住所堺市南区高倉台４丁３番８－106号
破産者　奥田　和稔
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第５４２号**
兵庫県西宮市西宮浜４丁目12番７－614号
破産者　林　　信之
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第１０６号**
兵庫県尼崎市武庫町３丁目11番24号キューブ武庫川Ｖ406号
破産者　髙島　　明
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第３４号**
神奈川県横浜市保土ケ谷区岡沢町191　レオパレス21　第２　202号、住民票上の住所山口県宇部市西宇部北４丁目５番２号
破産者　杉浦　文彦
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

**平成２９年（フ）第８９号**
福岡県行橋市大字道場寺1604番地16
破産者　麻生　仁司
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２９年（フ）第１号**
熊本市中央区薬園町４番９号、開始決定時の住所鹿児島県奄美市名瀬小浜町27番８－201号
破産者　上野　國衞
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２９年（フ）第５１号**
茨城県水戸市東台２丁目６番11号　コーポオレンジ103号、開始決定時の住所茨城県水戸市吉沼町1828番地の２
破産者　西野　正光
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２９年（フ）第２１８号**
茨城県鉾田市上釜225番地　グリーンハイツウメハラ５号室
破産者　柳瀬　美和（旧姓田畑）
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２９年（フ）第２８１号**
茨城県ひたちなか市佐和1443－１、住民票上の住所茨城県那珂郡東海村大字照沼1089番地１
破産者　鈴木　信一
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２８年（フ）第７２号**
京都府京丹後市網野町浅茂川1597番地、開始決定時の住所長野県松本市沢村３丁目４番４号
破産者　中田　義郎
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２９年（フ）第８６号**
滋賀県野洲市西河原2576番地　カーサ　デパシオン203号
破産者　北村五十鈴
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１１４号**
滋賀県草津市野路９丁目３番16号
破産者　平田　　薫
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２４２５号**
大阪市平野区瓜破西１丁目７番３－901号
破産者　中川　和已
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２９６９号**
大阪府岸和田市南上町２丁目３－23、開始決定時大阪市平野区喜連３丁目３番14号（前住所　大阪府岸和田市南上町１丁目43番19号）
破産者　益田　達也
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１６２号**
高知市旭天神町77番地
破産者　山崎　佳子
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係